



国土交通省「賃貸住宅管理業者登録制度」登録者は 期日までに実務経験者等の設置・届出を!!

平成30年6月30日(土)までに
事務所ごとに6年以上の実務経験者または
賃貸不動産経営管理士の設置が必要です。



平成30年7月30日(月)までに
変更届出書の
提出が必要です。

●届出がないまま期限を超過した場合、賃貸住宅管理業者の登録が抹消されます。
※賃貸住宅管理業者登録制度において、「登録業者は事務所ごとに1名以上の①6年以上の
実務経験者または②賃貸不動産経営管理士の設置」が義務付けられています。
(賃貸住宅管理業者登録規程第7条)

●設置後はお早めの届出を! ~具体的な手続き方法~

国土交通省ホームページ「賃貸住宅管理業への登録申請方法等について」へアクセス!
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000016.html)

【必要書類等】

- 変更届出書第1面~4面
- 実務経験者等証明書・実務経験者業務経歴書
- 返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上、120円分の切手を貼付したもの)



【記入方法】

変更届出書第1面の届出情報および第4面の「事務所ごとに置かれる第7条に規定する者に関する事項」に必要事項を記入。(その他変更がある場合は、併せて変更事項に記入。)

<注意>

- 変更届出書(第4面)について
新たに6年以上の実務経験者または賃貸不動産経営管理士を設置する場合は、「変更前」は空欄で「変更後」に氏名等を記入。
- 実務経験者等証明書について
・6年以上の実務経験者の場合は区分1に○→「実務経験者業務経歴書」を作成・添付。
・賃貸不動産経営管理士の場合は区分2に○→「賃貸不動産経営管理士証の写し」を添付。



【送付方法・お問合せ先】

記入済み書類に返信用封筒を添付の上、管轄の地方整備局に送付。(送付期限:7月30日)

<国土交通省地方整備局一覧> 北海道開発局 011-709-2311、東北地方整備局 022-225-2171、
関東地方整備局 048-601-3151、北陸地方整備局 025-280-8880、中部地方整備局 052-953-8119、
近畿地方整備局 06-6942-1141、中国地方整備局 082-221-9231、四国地方整備局 087-851-8061、
九州地方整備局 092-471-6331、沖縄総合事務局 098-866-0031

本会ホームページ「協会からのお知らせ」に、国土交通省ホームページへのリンクを貼っておりますので、そちらから必要書類をご確認ください。